

福岡県公報

平成27年1月13日
第3659号

目次

告示(第13号-第19号)

- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 1
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
 - 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- ### 公告
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
 - 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 3
 - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 4
 - 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
 - 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了 (砂防課) 5
 - 福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の全部変更 (水産振興課) 6
 - 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (福祉総務課) 6
 - 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (公園街路課) 6

告示

福岡県告示第13号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年1月13日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
桑の浦谷(1)	大野城市平野台一丁目、平野台二丁目、平野台三丁目、平野台四丁目、牛頸一丁目及び牛頸二丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
桑の浦谷(3)	大野城市平野台一丁目、平野台三丁目、平野台四丁目、牛頸一丁目及び牛頸二丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
平野台(1)	大野城市平野台四丁目(別紙図面3に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
平野台(a)	大野城市平野台四丁目(別紙図面4に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
平野台団地(1)	大野城市牛頸三丁目(別紙図面5に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり
平野台団地(3)	大野城市平野台一丁目及び牛頸三丁目(別紙図面6に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり
牛頸	大野城市平野台二丁目及び平野台四丁目(別紙図面7に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	苅 田 採銅所 線	前	京都郡苅田町大字馬場425番1先から 京都郡苅田町大字南原1038番1先まで	5.0 ～ 17.2	251.6
			前	京都郡苅田町大字馬場425番1先から 京都郡苅田町大字南原1038番1先まで	7.0 ～ 17.2	248.4
			後	京都郡苅田町大字馬場425番1先から 京都郡苅田町大字南原1038番1先まで	7.0 ～ 29.0	248.4

福岡県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

京 築	県道	直 行 方 橋 線	前	行橋市大字延永969番1先から 行橋市大字中津熊309番13先まで	8.1 ～ 40.7	1,150.2
			前	行橋市大字延永969番1先から 行橋市大字吉国499番1先まで	14.5 ～ 50.0	513.0
			後	行橋市大字延永969番1先から 行橋市大字中津熊309番13先まで	8.1 ～ 42.0	1,183.7
			後	行橋市大字延永969番1先から 行橋市大字吉国499番1先まで	14.5 ～ 53.0	513.0

福岡県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	添 赤 池 線	前	田川市弓削田3327番1先から 田川市弓削田3614番1先まで	12.5 ～ 41.0	157.0
			後	田川市弓削田3327番1先から 田川市弓削田3614番1先まで	9.5 ～ 14.0	157.0

福岡県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	玄海 島線 福岡間	前	宗像市上八1912番1先から 宗像市田野1177番先まで	7.3 ～ 15.3	520.0
			後	宗像市上八1912番1先から 宗像市田野1177番先まで	10.4 ～ 17.6	

福岡県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	若宮 玄海線	前	宗像市名残1083番3先から 宗像市名残1119番1先まで	19.0 ～ 50.0	179.0
			後	宗像市名残1083番3先から 宗像市名残1119番1先まで	21.0 ～ 42.5	

福岡県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	若宮 玄海線	宗像市名残1083番3先から 宗像市名残1119番1先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月13日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町大字南里字ムタ田66番1、66番2及び67番2
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
愛知県豊橋市西岩田五丁目7番地の11
株式会社 物語コーポレーション
代表取締役 加治 幸夫

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年1月13日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成26年12月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) ドラッグコスモス八女納楚店
(2) 所在地 八女市納楚字前田594ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成27年8月20日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,699.45平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
店舗南側	67

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
店舗南西側	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗南東側	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗建物内南東側	10.57

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地南西側、敷地南東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年1月13日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成26年12月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 八女稲富ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県八女市稲富183番地

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
フジホーム株式会社 代表取締役 大藤 義裕	フジホーム株式会社 代表取締役 大藤 秀夫

4 大規模小売店舗を設置する者および当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社マルミヤストア 代表取締役 宮野 雅良 大分県佐伯市野岡町二丁目1番10号	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
株式会社サンドラック 代表取締役 才津 達郎 東京都府中市若松1-38-1	株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外濠二丁目38番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年1月13日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年12月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 八女稲富ショッピングセンター

(2) 所在地 八女市稲富183番地

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
A棟東側	20台	A棟東側	20台
A棟東側	20台	A棟東側	12台
B棟東側	40台	B棟東側	48台
合計	80台	合計	80台

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位置	容量	位置	容量
A棟西側	8.3㎡	A棟西側	9.7㎡
A棟西側	8.8㎡	A棟西側	9.7㎡
A棟内西側	8.9㎡	A棟内西側	9.0㎡
B棟内北側	1.0㎡	B棟内北側	1.0㎡
合計	27.0㎡	合計	29.4㎡

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前	変更後
午前0時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午前0時30分	午前8時30分から午後10時30分

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第17条第3項の規定により公告する。

平成27年1月13日

福岡県知事 小川 洋

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
野芥五丁目(2)-1地区	大野城市雑餉隈町三丁目4-3-2F 株式会社 五大設計 代表取締役 矢野 充一

公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成26年12月24日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成26年1月28日福岡県公報第3567号公告）の全部を変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

平成27年1月13日

福岡県知事 小川 洋

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県社会福祉法施行細則（昭和29年福岡県規則第61号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

平成27年1月13日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行による民法（明治29年法律第89号）及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかった

ものです。

2 規則の公布日

平成27年1月9日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年福岡県規則第37号）を廃止したので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部公園街路課に備え置きます。

平成27年1月13日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例（平成26年福岡県条例第52号）の制定に伴い、規則を廃止するものであるため、福岡県行政手続条例第37条第4項第7号に該当し、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成27年1月9日